

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県介護保険施設に関する条例の制定に伴い、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

(1) 定員を超えて入所させないこと、入所者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（以下「条例」という。）の新設に伴い、条例に基づき、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

(1) 条例に定めるもののほか、医療法により必要とされる従業者を置くこと、病室にはブザーを設けること、帳簿及び記録の保存期間は種類に応じて5年から30年にすること等の指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。